

6次産業化推進整備事業の概要

本事業をご利用いただくためには、法認定を受けていることが必要です。
(別紙参考1、2「事業計画の認定までのフロー」を参照ください。)

農林漁業者等が自ら、あるいは食品産業事業者と連携して行う6次産業化の取組について、農林水産物の加工・販売施設や農林漁業用機械等の整備を支援します

農林漁業者等による6次産業化の取組を促進し、農山漁村における雇用の創出と所得の向上を図るために、***法認定(六次産業化法、農商工等連携法)**を受けた農林漁業者等が当該計画を推進するために必要な機械・施設の整備を支援します。

* 法認定とは

「六次産業化法」

- a) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条の規定に基づく「総合化事業計画」の認定

「農商工等連携法」

- b) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)第4条の規定に基づく「農商工等連携事業計画」の認定

1 事業の内容

次のいずれかの取組を行う場合に必要な施設の整備を行います。

(1) 農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組

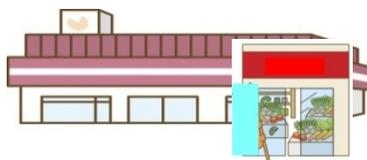
農林漁業者団体が、六次産業化法の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画に従って実施する六次産業化法の総合化事業に係る取組

(2) 農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組

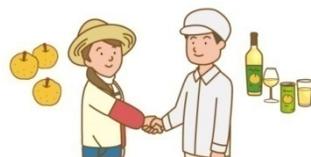
農林漁業者団体等又は食品産業事業者が、農商工等連携法の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画に従って実施する新商品の生産を行うために必要な取組



農林水産物の加工に
取り組む



農林水産物等の新たな
販売・流通に取り組む



農林漁業者と食品産業事
業者が連携し、新商品の
製造・販売に取り組む

2 事業実施主体

(1) 農林漁業者団体

- ① 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっている団体
- ② ①の団体が主たる構成員又は出資者となっている法人
- ③ 常時雇用者を3名以上雇用している又は雇用予定の団体

(2) 食品産業事業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人を除く。）又は農業協同組合等であって、農林漁業者団体等と連携する者

3 補助の対象となる施設

農林漁業者団体への支援

(1) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設

- ・ 集出荷貯蔵施設（農林水産物等の選別・選果用機械、建物）
- ・ 処理加工施設（処理・加工・冷蔵・貯蔵包装用機械、建物）
- ・ 総合的販売施設
- ・ 捕獲獣肉等食材提供施設 等

(2) 農林水産物の生産のために必要な施設等

- ・ 高生産性農業施設（農業用機械、建物）
 - ・ 乾燥調整貯蔵施設（乾燥機、粉摺り機、袋詰め機、建物）
 - ・ 水産用種苗生産・蓄養殖施（養殖用生産機械、建物）
 - ・ 特用林産物生産施設（きのこ類等特用林産物生産機械、建物）等
- ただし、上記（1）と併せて行う場合に限りです。

※ 農商工等連携事業計画で実施する場合は、（2）単独でも実施が可能です。

食品産業事業者への支援

(3) 食品の加工・販売のために必要な施設等

- ・ 食品加工・販売施設（新商品の製造過程に対応したもの）
- ただし、販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限りです。

4 補助率等

事業費の2分の1以内、補助の上限額は1億円



5 成果目標

目標年度（総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の事業実施期間の最終年度）において、次の目標を達成することを成果目標とする必要があります。

(1) 農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組

農林漁業者団体が総合事業化計画で定めた総合化事業の目標

(2) 農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組

農林漁業者団体等と食品産業事業者が農商工等連携事業計画で定めた農商工等連携事業の目標

6 主な採択基準

主な採択基準は次のとおりです。

○「共通事項」

- (1) 事業実施主体の最近3ヶ年の経営状況について、原則として3期連続して経常損失を計上していないこと、かつ直近の決算において債務超過（貸借対照表上負債が資産を上回った状態）でないこと。
- (2) 投資効率が（費用対効果）が1.0以上であること。
- (3) 事業規模（総事業費）が1億円以上である事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。

○「農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組の基準」

本事業で扱う農林水産物（自ら生産する原材料）については、原則として農林漁業者団体が、おおむね50%以上（取扱量）生産を行っている又は生産を計画していること。

○「農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組の基準」

- (1) 食品産業事業者が事業実施主体となる場合
新商品の原材料となる連携農林水産物について仕入金額の50%以上を目標年度まで連携する農林漁業者等から調達すること。
- (2) 農林漁業者団体が事業実施主体となる場合
新商品の原材料となる連携農林水産物について、連携する食品産業事業者の仕入金額の50%以上を目標年度までに供給すること。

7 公募期間

【公募期間】

次のとおりです。申請及び相談はお早めをお願いいたします。

平成24年11月19日(月) ～ 12月3日(月)

- ※1 締め切り間際での応募申請では、申請書類の不備等への対応が間に合わない恐れがあります。
- ※2 公募結果（補助金交付候補者の選定結果）はすべての応募者に通知しますが、結果の確定までには相当程度の期間を要しますのでご了解ください。

8 利用方法

(1) 支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、農林水産省のホームページに掲載しています。

【URL】 <http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>

(2) 事業実施主体の候補者は第三者による選定審査委員会の手続を経て決定されます。

9 申請先、お問い合わせ先

○申請書類については、所在地に応じて下記地方農政局等へ提出（期限厳守）ください。

○また、6次産業化総合計画等の認定や補助事業の申請にあたり、不明な点等ございましたら所在地に応じて下記までお気軽にお問い合わせください。

各地方農政局等の連絡先、住所

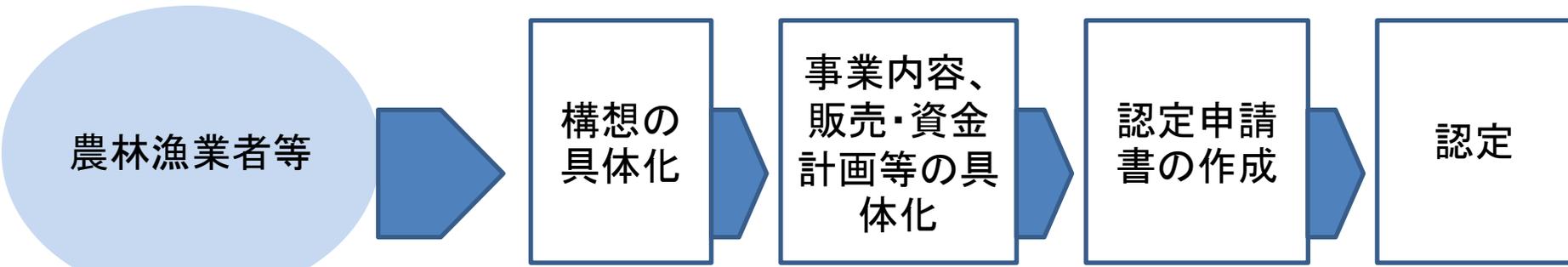
- ▶北海道農政事務所農政推進部経営・事業支援課
電話：011-642-5485（直通）【担当都道府県：北海道】
住所：〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目19-6
- ▶東北農政局経営・事業支援部事業戦略課
電話：022-263-1111（内線4377）
住所：〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3番1号
【担当都道府県：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】
- ▶関東農政局経営・事業支援部事業戦略課
電話：048-740-0151（直通）
住所：〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
【担当都道府県：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、山梨県、長野県、静岡県】
- ▶北陸農政局経営・事業支援部事業戦略課
電話：076-232-4233（直通）
住所：〒920-8566 金沢市広坂2丁目2番60号
【担当都道府県：新潟県、富山県、石川県、福井県】
- ▶東海農政局経営・事業支援部事業戦略課
電話：052-746-1215（直通）
住所：〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
【担当都道府県：岐阜県、愛知県、三重県】
- ▶近畿農政局経営・事業支援部事業戦略課
電話：075-414-9024（直通）
住所：〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下儿丁子風呂町
【担当都道府県：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】
- ▶中国四国農政局経営・事業支援部事業戦略課
電話：086-224-9415（直通）
住所：〒700-8532 岡山市北区下石井1丁目4番1号
【担当都道府県：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、
香川県、愛媛県、高知県】
- ▶九州農政局経営・事業支援部事業戦略課
電話：096-211-9331（直通）
住所：〒860-8527 熊本市西区春日2丁目10番1号
【担当都道府県：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県】
- ▶内閣府沖縄総合事務局農林水産部食品・環境課
電話：098-866-1673（直通）【担当都道府県：沖縄県】
住所：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎2号館

（総合的なお問い合わせ窓口）

- ▶農林水産省 食料産業局 産業連携課 産業連携推進班
電話：03-6738-6474（直通）

(別紙参考 1) 六次産業化法の事業計画の認定までのフロー

6次産業化サポートセンターが個別相談など農林漁業者等の事業計画作成の取組を直接支援。地方公共団体等との緊密なネットワークの下で6次産業化を推進。

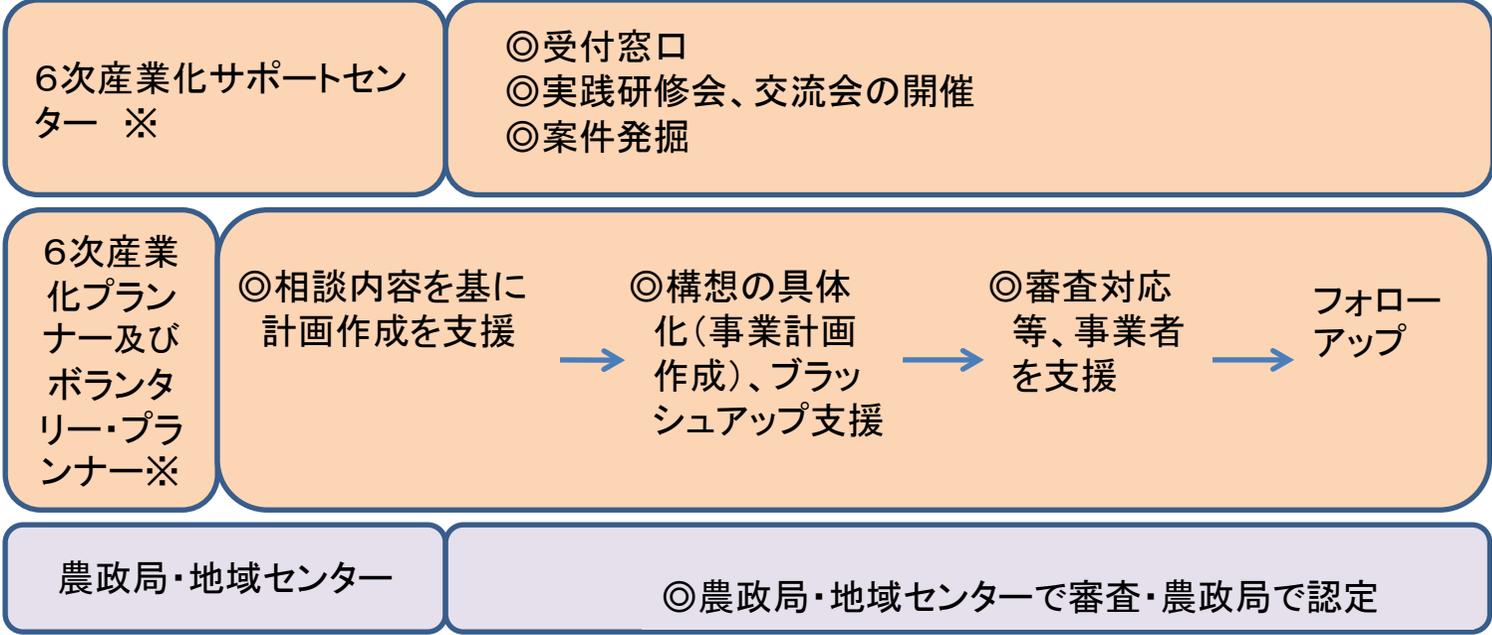


次回の認定は平成24年10月末頃(認定申請期限24年8月末頃)を予定。

相談 ↓ ↑ 働きかけ、支援

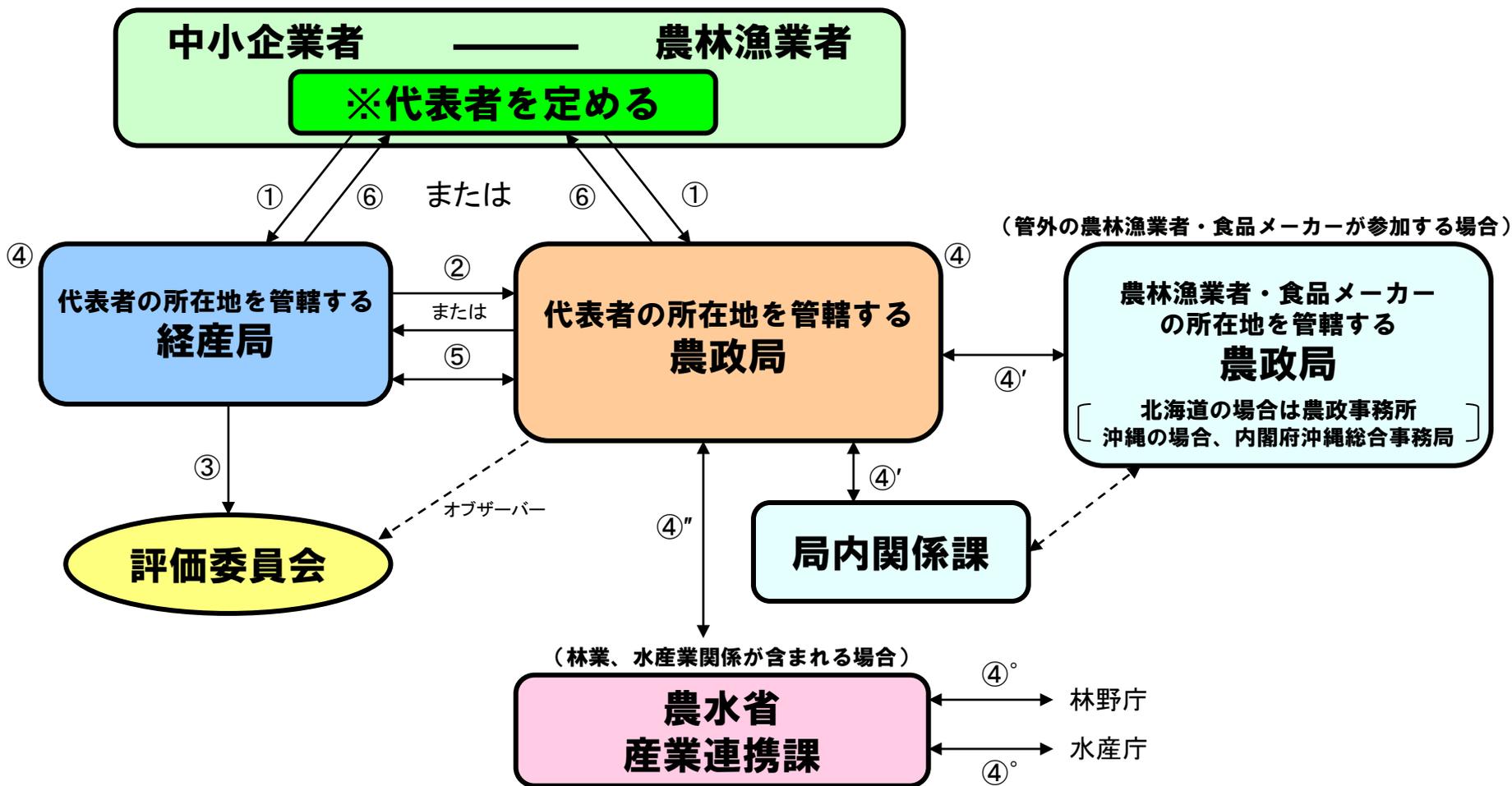
○6次産業化サポートセンターが案件発掘や計画作成の支援を実施

○農政局等は地方公共団体、商工会、商工会議所、農協、森林組合、漁協、金融機関等との緊密なネットワークの下で6次産業化を推進



※ 6次産業化プランナー、6次産業化サポートセンターは全都道府県に設置

(別紙参考 2) 農商工等連携法の事業計画の認定までのフロー



- ① 連名宛先（農水大臣、経産大臣あてのどちらかに申請（正本2部））
- ② 申請書回付
- ③ 評価委員会の意見聴取
- ④ 局内審査、決裁
 - ④' 局内関係課への照会
 - ④'' 本省への照会
 - ④° 本省関係課への照会
- ⑤ 両局内での調整・すりあわせ
- ⑥ 申請書を接受した局から連名認定書を送付